

福祉文教委員会会議録

令和元年9月12日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:37

【 案 件 】

1. 議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第119号 指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)

【 所管事務調査 】

1. 障がい者の各種事業について
2. 飯塚市の子どもをみんなで守る条例について
3. スクールカウンセラーについて

【 報告事項 】

1. 児童虐待の状況及び対応について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の42ページをお願いいたします。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、関係規定を整備するため提出するものでございます。改正内容についてご説明します。議案書43ページの新旧対照表をお願いいたします。第15条第3項の災害援護資金の貸し付けの償還等に関する事項について、法律及び法律施行令の改正に伴いまして、法令等の条文、見出し及び条文面に合わせ文言及び条番号の整理を行っております。まず、償還金の支払い猶予につきまして、法律に第13条が新設となっております。これに伴いまして、法律施行令第2条の新設となっております。内容につきましては、災害その他、やむを得ない理由により償還が著しく困難となったと認められるとき償還を猶予することができるという内容のものが追加されております。また次に償還免除につきまして、法の第13条から第14条に新たに新設の法第13条ができておることから、繰り下げとなっております。また内容につきましては、破産手続開始の決定もしくは再生手続開始の決定を受けたとき、償還未済額の全部または一部を免除することができることを償還免除の規定に追加したものでございます。続きまして、第16条についてご説明いたします。法改正に伴いまして、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を審議する合議制機関の設置について、新たに定めるため、支給審査委員会の設置を新設しております。これに伴いまして、条例第16条を第17条に切り下げをしております。災害弔慰金がおきます支給審査委員会の設置につきましては、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関しまして、死亡または障がい者が自然災害によるものか判断が困難な場合に、有識者による審査を経て判定するための支給審査委員会を設置することができる旨を規定してするものでございます。以上、簡単でございますが、議案第108号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今の第16条、支給審査委員会の設置の件でお尋ねいたします。今説明の中にありました有

識者による判断ということで、支給審査委員会の委員というのは決められるのかなと思っておりますが、この委員になられる方というのはどのような方がなられるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この支給審査委員会の構成といたしまして、今までに、阪神・淡路大震災等で行われた、設置された審査委員会等を参考としたところでは、医師の方、また弁護士の方、それから医療ソーシャルワーカー、大学教授等の方々が、審査員となられるようになってあります。

○兼本委員

ということは、ここでこの審査されるというのは死亡の原因等がこの震災、災害によって、死亡にされたかどうかというのがわかりづらいとか、関連性がわからない、そういったときに、その設置委員会が、運営されるということでよろしいですかね。

○社会・障がい者福祉課長

この審査委員会の設置ですが、ただいま委員がおっしゃられたとおり、死亡または障がいの内容がこの自然災害に関するものかという判断に、困ったときに設置するという形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

すみません、関連ですけれども、今死亡または障がいの原因が災害によるものかどうか判断がしづらいときということでございましたが、ほかの自治体でそういうふうな判断がしづらいような事例が掌握されているのであれば、こういうことがございましたというのがあれば、教えていただきたいんですけれども。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけございません。今のところは把握しておりません。

○田中裕委員

もしそういう事例がわかりましたら、後日教えてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第119号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」について補足説明をいたします。

議案書の80ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、飯塚市庄内生活体験学校でございます。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリ、理事長正平辰男、所在地は福岡県飯塚市有安958番地1でございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は、

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月21日、7月26日の2回開催され、8月1日に選定委員会委員長より市長へ答申がなされました。

議案書の81ページ、指定管理者指定議案資料をお願いいたします。1の施設の概要、2の指定管理者となる団体の概要については、資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。3の非公募により選定を行った理由についてご説明いたします。今回の庄内生活体験学校の指定管理者につきましては、非公募による選定を行っております。非公募の理由といたしましては、特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリは、指定管理導入以前から本施設の運営に携わっており、体験学習の意義を熟知し、体験合宿のプログラム提供・実践を行う法人で、全国的にも先駆的な活動を行う組織として注目されています。また、前指定管理者としても、公共性・公益性を前提に、これまで施設運営・管理業務を適正に執行し、同法人の運営努力によって、幼児を対象とした体験学習プログラムの実施等、市直営時には展開できなかった生活体験事業を繰り広げており、施設の有効利活用を促進した実績等から当施設との関係が密接不可分にあり、団体の役割と施設の設置目的・機能が一致していることから、安定的・効果的な施設運営が期待できると判断し、非公募としたものです。4の募集時点での指定管理料上限額は、1883万4千円です。5の選定評価結果につきまして、選定評価点数は960満点中693点となっております。以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今回非公募により、選定を行ったということですが、選定評価結果というのが960点中693点ということで約7割ぐらいということですよ。いろいろな評価の項目があると思うんですけども、どういったところが、その点数的に低いとかいうのが、おわかりであれば、教えていただけますか。

○生涯学習課長

選定基準が5つの項目があります。指定管理施設の利用に関し、不当な差別的取り扱いが行われる恐れがないこと。事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること。指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。全各号に掲げるもののほか、市長等が指定管理施設の性格または目的に応じて、別に定めるに基準適合していることの5つの項目がありますが、その中で、指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることの項目が、若干、全体的に比べれば低かったというふうになっております。

○兼本委員

指定管理ですから本来であれば、いろいろな提案の中で決めていくという形になると思うんですけども、今回、非公募ということはどこも、この団体さんだけということになるんじゃないかと思うんですね。その中で、今提案の中で、そういったところの点数が低いということに関して、今後これは市の業務を行って委託されているわけですから、本市としてはそういったところの問題点が低いといったところに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長

それにつきましては、選定委員会からの附帯意見の関係で、その部分の一法人としての安定した経営の確立を図り指定管理料の収入の範囲で事業運営に努めることというふうな意見がっております。それにつきましては、指定管理となる団体の方ともに、十分に打ち合わせをさせてもらいながら、円滑に運営がされるような方向で検討をしていくようにいたしております。

○兼本委員

それ以外のところで指定管理者の点数7割ぐらいでしたよね。全体的にはいえば市としての評価というところでは、十分対応できるなというふうに判断されたんでしょうか。

○生涯学習課長

採点につきましては、飯塚市が平成28年3月に策定をいたしております指定管理者制度の運用に関するガイドラインでは、総得点率が50%に満たない場合は失格というふうなことでなっております。そして、評価につきましては、それぞれ0点から5点までの6段階で評価が行われるような形になっておりまして、標準的なレベルの場合は、1項目3点が規定というふうなことでなっております。全体で言えば、6割ぐらいだと思います。今回は全体的には、72.2%という数字でありますので、市としても、それは十分に引き出していけるというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

これは来年の4月から5年間の指定管理を以前からされているドングリさんをお願いするという案件ですけど、これは何回目になるんですかね、平成20年2月5日の設立ということになってはいますけど、常時4回更新されたということですかね。

○生涯学習課長

このドングリが設立をしたのは平成20年でありますけども、実際にこの指定管理というふうな導入は今回が2回目ということになります。ですから、平成27年度から令和年度までの5年間がまず1回目ということで、次回が2回目ということです。

○吉田委員

それで2回目の更新ということはわかりましたけど、今指定管理の上限額というのが1883万4千円という表示があります。これを単年度ということの考え方なんですけどその前は、どんなふうやったんですか。

○生涯学習課長

前回は、1691万9千円であります。

○吉田委員

単純に200万円ぐらい指定管理料が上がっているということなんですけど、指定管理の内容、こちらの業務内容の記載がありますけど何か変わったところは、あるんですかね。

○生涯学習課長

前回からの増減額の関係なるとは思いますけども、まず1点目が、需用費、役務費等々の消費税の増税分の増額、それから、2点目は人件費の関係であります。前回1回目につきましては、直営から指定管理者制度へ切りかえるものであったため、直営時に担当していた職員数で選出していた額でありましたので、これを今回は平成27年度から29年度において、指定管理者の雇用実態、勤務実績と単価について、指定管理に係る人件費試算表を用いて算出した結果、150万円ほど増額というふうになっております。そして、3点目につきましては、当事業費のバス借上料という形で増額にいたしております。これは当施設の昼間の利活用の促進のため、就学前の未就学児の体験学習事業を実施するに当たりまして、就学前の関連施設への送迎用のバス借上料として、今回、新しく計上させていただいているところであります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

指定管理の期間が令和7年3月31日という5年後、また、終わるんですけど、その後どのようにするかをお考えはありますか。

○生涯学習課長

引き続き、それ以降につきましても、指定管理という形で考えてはおります。

○金子委員

その際も、また今回と同じように非公募とする予定ですか、それとも変えていく予定でしょうか。

○生涯学習課長

それにつきましては、5年間この指定管理者で実施をしてもらいますけども、その状況によって、またその中で考えていきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第119号 指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして金子委員から、「障がい者の各種事業について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○金子委員

では、私のほうから3つ提案させていただきます。

まずは、災害時の高齢者及び障がい者の避難計画の進捗状況について、日中一時支援事業利用について、そして障がい者の就労支援のあっせんについて、質疑したいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として障がい者の各種事業について、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「障がい者の各種事業について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

それでは、まず1つ目なのですが、災害時の高齢者及び障がい者の避難計画の進捗状況についてお聞きいたします。さきの6月議会において、触れさせていただきました高齢者や障がい者の災害時の個別計画についてお尋ねいたします。まずは、高齢者の方に対する個別計画や災害の対応について、その後の進捗状況がどうなっているのかお知らせをお願いいたします。

○高齢介護課長

個別計画の策定につきましては、まだ現時点においては進んでいないというのが実情でございます。6月議会時において福祉部長のほうで答弁いたしました。個別計画の策定につきましては、個々の詳細な状況把握やその調整等に大変な労力を要することから、非常に作成が難しいということも課題であります。現在地域に対しまして、自主防災組織の設置推進をお願いしている状況であり、個別に支援者等を設定していくことにつきましても、地域の関係者等との協議や調整等が必要であろうと考えており、引き続き検討してまいりたいと考えております。現在、まず重点を置いて優先的に取り組んでおりますのは、今年の7月豪雨の災害対応の教訓を踏まえまして、災害対応の効率化を図ることです。具体的にはGIS地理情報システムのマッピングシステムを活用した要支援者名簿の情報を地図情報に反映させ、今まで紙の台帳で対応していたものをシステムで効率的に対応できるよう構築を進めているものでご

ざいます。まず、要支援者の方の居住地を地図に落とし、現在、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの情報を取り込む作業等を行っております。災害発生時に対象となる区域を速やかに抽出して、その区域にお住まいの要支援者の方に対し、いち早く情報提供を行っていくことができるように、システムの構築を行い、効果的かつ効率的に災害対応ができるような仕組みをつくりたいと考えております。これに並行しまして、災害時の地域の方々のご支援、お力添えは必要不可欠でございますので、そうした互助の取り組みのお願いや市民の皆様一人一人が災害に対する心構えや自助の意識を持っていただくことなどについて、医療、介護、福祉関係の会議等において災害をテーマにした協議会などが行われる機会の際に周知啓発を行っており、今後も引き続きお伝えしていく必要があると考えております。

○金子委員

ことしも佐賀県や千葉県のように大変広域でもう大変ひどい、甚大な被害が広がっております。先ほどGIS地理情報システムというマッピングシステムを使うということは画期的なことだと思いますので、ぜひ実際に使えるようにお願いいたします。それでは、他の個別計画の作成というのが大変難しいという状況がわかりましたが、災害弱者にとっては必要不可欠だと思います。システムの活用によって対応できるというのは大変うれしいのですが、具体的にはいつまでに完成できるのか教えてください。

○高齢介護課長

現在進めておりますシステムの構築につきましては、来年の出水期前までには活用できるようにしたいと考えております。そのためには今後要支援者の方の居住地が住所と一致せずに、地図に落ちている方の補正処理、また災害時に特定の浸水区域または土砂災害区域に居住する要支援者の方を抽出したい場合のプログラムの構築など、システムの精査を行っていく必要がございます。さらにそのような作業を速やかに行えるように、システムのオペレーション操作を習得する研修の実施なども必要でございますので、そうしたことを含めまして、システムの効果的活用ができるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

○金子委員

やはり高齢者や要支援者というのは、毎年結構変わっていくと思いますので、丁寧なシステムの活用をよろしくお願いいたします。そのほかに何か新しい取り組みを行ったものがあれば教えてください。

○高齢介護課長

その他の取り組みといたしましては、これはまだ確定事項ではないようですので詳細については申し上げることができませんけれども、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会という、ケアマネジャーが属する事業者の方々で、構成される団体でございますが、実際に要支援者の方々と接する機会が多いということもございまして、昨年のもう豪雨災害の際に担当する利用者さんの対応等で非常にご苦労された経験等から、団体独自で災害時の連携体制を構築しようという取り組みを始められたということを知っております。個人情報の取り扱い等、課題や問題点などもあるようですけれども、市といたしましてはそうした要支援者の方々とののかかわりが深い関係者の方が災害対応に係る取り組みを自主的にまた積極的に考えていただいていることは非常に心強く感じておりますので、市として協力等ができる部分については行ってまいりたいというふうに考えております。

○金子委員

飯塚市ではなく、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会の方が大変ご尽力いただいていることを聞いてうれしく思っております。次に、医療的ケアの必要な障がいの方についてお尋ねいたします。先ほど申しました、千葉県の停電があって、医療的ケアの子どもたち、その障がいのある人たちが自家発電の電気でも対応できなかったという話も聞いておりますので、私が6月議会で医療的ケアが必要な障がいの方の個別計画の案を作成していることを紹介しま

したが、その後の進捗状況を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

医療的ケアが必要な障がい者の方の個別避難計画につきましては、現在、障がい者地域自立支援ネットワーク医療的ケア部会におきまして、医療的ケアの必要なお子様のサポートファイルの取り組みの中で個別避難計画の作成を試験的に行っているところでございます。実際に作成する中で、まず事業所との連携、また災害時には通常利用している医療機関ではなく、自宅近くの医療機関に一時的に支援をお願いする必要があるのではないかということで、医療的機関との調整等の少し課題が見えてきております。今後、その点につきましてどのようにまた活用していくか、検証していく必要があるということの報告を受けております。市としましては、これらの課題の解決に向けまして、協力できること等をこの部会関係者と協議をしまいいり、連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○金子委員

防災に対しては行政だけでなく、市民もみずから力をつけることが必要だと思いますが、何より私はそれぞれが頑張るのではなく、連携が必要だと思いますので、今後またよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、関連でちょっと質問させていただきます。先ほどGISマッピングシステムによって、災害時のいち早い対応を考えていらっしゃるということでした。自主防災組織というものも飯塚市は各地域に必要であるというお話です。やはり、いろいろ避難するのに時間もやっぱりこういう方々というは、かかってくるんじゃないかと思うんですけども、例えば自主防災組織の組織にそういった今現状を、この地域には、こういったこういう方々が住んでいるんですよというような例えば情報の共有化であったりとか、現状、今こういう形で避難されています、まだ避難されていませんといったような、その時々になんてしょうけども、その時々情報の共有化といったものは、例えば防災安全課とも関連があると思うんですけども、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○高齢介護課長

要支援者の方の情報、行政とそういった防災組織の共有という点ですけれども、現時点においては確かに実際、有事の際にできていないというのは実情でございますけれども、今委員が言われますように、そうした自主防災組織の方が一番身近、そういった方たちの当然物理的に近いところにいらっしゃるということで、そういった情報共有の方法というのは、当然防災安全課とも含めて今後協議して速やかにちょっと対応する必要があるというふうには考えております。

○兼本委員

来年までに何とかこのシステムをつくられるということですので、ぜひ、そのあたりも一緒に考えていただいて、市のほうとして、自主防災組織にそういう共有ができるのかどうか等々、検討していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○高齢介護課長

来年、出水期前まではシステムのほうにつきましては、昨年までやはり紙の台帳で対応していたということで、システムの活用というのは非常に市が情報提供を行うに当たっては、非常に効果的に対応できるということで、それは進めたいと思います。また先ほど自主防災組織への情報の提供というのは、個人情報の方々の等の関連もありますのでちょっと慎重に検討して対応について考えてまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

次に、日中一時支援事業というのが障がい者のサービスの一つにあるんですが、この事業の内容について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

日中一時支援事業につきましては、地域生活支援事業の中の一つで、障がい者や障がい児の介護者、またご家族の就労支援や一時的な休息を確保するために、日中に一時的にその障がい者の方を見守ったり、また日中活動の場を提供する事業でございます。利用したいという場合には、事前に計画相談員等にご相談をいただき、当該事業を行っている事業所と契約をしていただくこととなります。障がい者の方、一人一人で一月にこの事業を利用できる回数等は異なってまいりますので、計画相談員の方にまたご相談していただければと考えております。

○金子委員

わかりました。では、日中一時支援事業で利用できる事業所は市内に現在どれだけありますか。またそれはどのようにして知ることができるか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

8月1日現在で飯塚市市内の登録事業所は、24カ所となっております。これにつきましては、私ども社会・障がい者福祉課のほうで、また基幹相談支援センターや相談支援事業所にご相談いただければ、必要な支援に合った事業所を相談するように紹介するようにしております。また、市が発行しておりますスペシャルサポートガイドブック、こちらにも事業内容を簡単に説明し、事業所一覧を掲載しておりますので、ご活用していただければと思っております。

○金子委員

5月に所管事務調査をみせていただきましたがその資料の中で、日中一時支援事業の利用状況を見てみますと、延べ人数は前年度から増加しているんですが、公費負担額が減少しています。それは、どうしているのかお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

平成30年4月に飯塚圏域、飯塚市、嘉麻市、桂川町の基準の統一や利用者の負担軽減を図るため、日中一時支援事業の実施基準の改定を行いました。このとき利用の時間区分を従来3区分から6区分に改めまして、新しい単価を設定しております。これによりまして、例えば今まで3時間から8時間未満の利用で同額だったものが2時間から4時間未満、4時間から6時間未満、6時間から8時間未満と3段階の単価区分となっております。支給単価を見直したことによりまして、利用者の方の負担も減り、利用延べ人数はふえておりますけれども、公費負担額が減額となったものでございます。

○金子委員

わかりました。ありがとうございます。この日中一時支援事業の対象者は小さなゼロ歳から大きな障がいのある人たちまでさまざまになっております。スペシャルサポートガイドブックを見ても、どの事業所にどんな対象者が行けばよいかのかわかりにくいので、よければそのわかりやすい一覧表をつくっていただけないかなと思っております。これは要望です。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

次に、障がいのある子どもたちが高校を卒業した後の進路として就職等を考えますが、その就労に向けての支援や事業所の紹介、例えば会社説明会のようなものが行われているかどうか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

就職を希望する障がいのある方が、企業の人事担当者と直接面談ができるハローワーク主催の障がい者雇用促進面談会が、毎年開催されております。今年度は10月17日、木曜日にのがみプレジデントホテルのほうで開催予定となっております。この内容につきましては、飯塚市のホームページでも紹介をしております。また10月号の市報にも掲載する予定としております。また、直方特別支援学校の高等部では2年生から進路指導で保護者にパンフレット等を配布したり、事業所等への実習等も行っているとのこと。また、基幹相談支援センターにおいては、特別支援学校と連携し相談を受けたり、関係機関や事業所におつなぎしたことを行っております。先ほども申しましたスペシャルサポートガイドブック、こちらに進学や就職などについての項目としてサービスの内容等を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

○金子委員

昨年は基幹相談支援センターの主催で、学校関係者や事業所等の意見交換会が開催されたと聞きました。関係者の方々が就労に関する課題や問題点について意見を交わす場があるということは、大変有意義なことと思いますが、ことしはどうなっているか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

基幹相談支援センターでは、障がい者の方々のサポートのためにさまざまな取り組みを行っております。その中の一つに就労支援分野の勉強会がございます。就労事業所や学校関係者等を含めた勉強会で、ことしは直鞍地区、飯塚地区の特別支援学校、高等学校の教職員の皆様を対象に、直鞍、飯塚地区の障がい者就業生活支援センターと合同で意見交換会を開催しております。また、11月には学校の教職員、事業所、ソーシャルワーカー、行政等に呼びかけを行いまして、就労支援の意見交換会を予定しているところでございます。

○金子委員

先ほど直方の特別支援学校の話が出ましたが、ここ飯塚市は残念なことに、特別支援学校の高等部がございません。そのため学校教育が中学まで大変充実してきたと思うんですが、そのあとの残り3年間というのが、事業所と連携が切れてしまうことが、よく聞きますので、その連携ができるようにも、さまざまな取り組みを進めていただければと思っております。例えば10月20日に社会福祉協議会が主催で福祉の集いがこの飯塚市の市役所、市庁舎の前で行われます。そういうものも連携しながら、つくっていただけると、よりよい、いろんなところに直方特別支援学校だけでなく、中間にある北九州高等学園やさまざまな通信制の学校やこの校区内にある高等学校とも連携しながら、いろんな就職や社会参加ができる場があるということをつなげるような福祉課であっていただけたらと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、金子委員から、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○金子委員

飯塚市の子どもをみんなで守る条例が来年の4月に施行される予定ですが、そのことについて、お聞きしたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例について」、所

管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「飯塚市の子どもをみんなで守る条例について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

昨日も同僚議員のほうから飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づく年次計画、早期発見対応指針及び保護及び支援を行うための指針の策定についての話が出ておりましたが、まずその進捗状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

○子育て支援課長

先日の一般質問と同様の答弁になろうかと思いますが、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第5条第5項に規定されている年次計画、第9条第2項に規定されている早期発見対応指針、及び第22条第1項に規定されている保護及び支援を行うための指針の策定につきましては、附則第2項の規定に基づき、条例施行日である平成31年4月1日から1年以内に策定することとなっております。この計画及び指針につきましては、関係機関と協議しながら策定することとしておりますので、現在その準備を進めているところでございます。

○金子委員

策定に当たっての関係機関との協議はどのように行うのか教えてください。

○子育て支援課長

計画及び市の策定に当たっては、田川児童相談所との関係機関で構成しております飯塚市要保護児童連絡協議会におきまして協議を行うこととしております。

○金子委員

この飯塚市要保護児童連絡協議会というところなんですが、そのメンバーはどのような人なのか教えてください。

○子育て支援課長

メンバー構成は嘉穂・鞍手保健環境事務所、筑豊教育事務所、田川児童相談所、飯塚市保健センター、飯塚市教育委員会、飯塚市福祉事務所、福岡県飯塚警察署、福岡法務局飯塚支局、飯塚サポートセンター、一般社団法人飯塚医師会、公立大学法人福岡県立大学、福岡県弁護士会、飯塚病院、これは児童虐待防止拠点病院、飯塚市民生委員児童委員協議会、飯塚市保育協会、飯塚市中学校校長会、飯塚市小学校校長会、以上で構成されております。

○金子委員

このメンバーはいつからいつまでメンバーであるというか、そういうものはあるんですか。

○子育て支援課長

このメンバーがいつからいつまでという期間は設けておりません。

○金子委員

ということはずっとこのメンバーで協議する内容というのは変わらないということですかね。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

このメンバーが今回の条例についての年次計画等を策定する、協議するということは、御存じなんですか。

○子育て支援課長

この協議会において、昨年、条例策定時にも意見をいただいております。今回策定する際にも、年次計画、指針については、協議を行っていただくよう伝えております。

○金子委員

具体的なスケジュールはどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援課長

策定期限であります本年度末までに3回ほど協議会を予定しております。まず、10月に予定しています協議会では、子育て支援課で策定しました計画及び指針の素案を提案し、1月に関係機関からの意見等を踏まえた計画、指針案を協議、2月に最終的に協議会で確認していただき、本市の計画及び指針として考えたいと思っております。

○金子委員

3回の話し合いで決まるということですよ。大変な日程になると思いますが、より詳しい話し合いになるようお願いいたします。それから、もう一つ7月中旬ぐらいにこのリーフレットと言われましたが、これを配布されたようですが、これはどのぐらいの割合で配布、今後配布する予定でありますか。

○子育て支援課長

すみません。このリーフレットにつきましては、保育行政の報告事項のほうでちょっと説明させていただこうと思っていたんですけども、これ今回初めて作成しております。必要に応じて策定していきたい、更新と申しますか、修正なりをしていきたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、金子委員から「スクールカウンセラーについて」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○金子委員

飯塚市でスクールカウンセラーが起用されて、だいぶなると思いますが、その活用についてお聞きしたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「スクールカウンセラーについて」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「スクールカウンセラーについて」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

飯塚市内におけるスクールカウンセラーの配置状況に関する資料要求をお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、金子委員から要求のありました資料については、提出できますか。

○学校教育課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:54

委員会を再開いたします。

○金子委員

子どもや保護者がカウンセリングを相談する場合、市のカウンセラーと県のカウンセラーに相談する場合があります。市と県の配置について、お知らせください。

○学校教育課長

今、配付いたしました資料のほうが複雑かと思しますので、少し説明を加えさせていただきます。上段のほうが、県から配置しているスクールカウンセラーの配置状況になっております。配置形態として、左側の列に単独校というのがございます。二瀬中学校除いては、毎週8時間の配置となっており、拠点校と配置校の2段になっているものは、その2校で週8時間の配置を意味しております。したがって2校であるため、通常は隔週で活用していただいておりますが、状況によりまして午前と午後に分けて活用する場合もございます。曜日や時間については、スクールカウンセラーは、市外の学校や病院等に行かれています方もいらっしゃいますので、関係者間での調整を行い、決定されております。なお、二瀬中学校については、現在県の指定を受けておりますので、週20時間の配置がなされております。次に下段の表は市のスクールカウンセラーの配置状況でございます。月曜日から金曜日まで、延べ6名のスクールカウンセラーを配置しており、時間帯はさまざまですが、スクールカウンセラーは、他とのかけ持ちをしている関係でございます。また、場所を本庁6階の会議室としておりますが、学校に向いてカウンセリングを行っていただくことも多々あります。なお、スクールカウンセラーの名前のほうをアルファベットで表記しており、同じ方を同じアルファベットの同色で示しております。例えばBの方は、県費として二瀬中学校と穂波東中学校に配置されているとともに、木曜日は本市のスクールカウンセラーの職務を担っていただいているという状況でございます。このことで、県のスクールカウンセラーと市費のカウンセラーについてでございますが、県のスクールカウンセラーは、各中学校区に配置されており、学校の実情等によって、県が配置時間数や配置スタッフを決定しております。なお、この配置は年度ごとにも変わることもございます。また、中学校区内に配置されているカウンセラーでございますので、同じ校区内の小学校に向いてカウンセリングを行うこともございます。一方、本市では県事業を補完する形でカウンセラーを確保し、学校の申請により、本庁及び学校に派遣してカウンセリングが行われております。県スクールカウンセラーは中学校に配置されておりますので、市のカウンセラーは、主に小学校児童を対象にしていることが多くなっております。

○金子委員

私の知人たちがカウンセラーを使いたいなあと思っても、とても使いにくいという人もいれば、とても充実しているという方もいらっしゃいます。実際また保護者だけでなく、養護教諭の友人がいるんですけど、その方たちに聞いても、確かに二瀬中学校は、もう充実していると、頼りになっているんだって言われる方もいれば、全然足りてないんだという方もあって、何でこんなに違うんだろうと思ったので今回、所管事務調査をさせていただいたんですが、原因が大変よくわかりました。先ほど言われたみたいに問題は、県からのこのスクールカウンセラーが年度ごとにも変わるといことと、また市もそれに足りないところを補完するといこととで入れているという、それが子どもたちの状況を考えたところで、県からしていただいている分と子どもたちにとって、合わせやすいようにといことか、子どもたちを大切にするために合わせるような形といこととで大変な苦勞されているんだなといことがよくわかりました。では、市のスクールカウンセラーの派遣はどこに依頼しているのか教えてください。

○学校教育課長

市費のカウンセラーは、一般社団法人福岡県臨床心理士会に派遣の依頼をしております。なお、県が配置しているスクールカウンセラーも同様でございます。そのため先ほど委員がおっしゃられたとおり、県が本市に配置しているスクールカウンセラーをできるだけ市にも配置していただき、なるべく関連や継続した支援ができるように配慮していただいております。

○金子委員

そして、また子どもたちには連続してカウンセリングを行った方がいい場合もあると思うんですが、そういう対応できておりますか。

○学校教育課長

できる限り、そのような形をとるように心がけております。しかしながら一人の対象者には、やはり同じカウンセラーが当たる必要がございます。そのスクールカウンセラーも複数の学校等でカウンセリングを行っておりますので、調整が難しいと言ったような状況もございます。そういった場合には数日後に改めて実施するというようなことをとっております。また、緊急に対応しなければならない場合には、緊急派遣をお願いして、対応していただいているところでございます。

○金子委員

この県の事業というで仕方ない面もあるのかなと思うんですが、学校により配置時間数が大きく違っていると思います。二瀬中学校では週に20時間、そしてまた飯塚一中、大変大きな校区だと思うのですが、残念ながら8時間というところで、大変やっぱり、実際に困っている子どもや保護者に、同じ飯塚市に住んでいるのに、やっぱり県の事業だというところで相談しにくい人たちがいるというのは、大変問題だなというか、残念であります。市費でカウンセラーを増員することは考えているかどうか教えてください。

○学校教育課長

平成30年度より1名増加、4時間増加させております。また県のほうにつきましても、時数の増加については、お願いして、ある一定程度の対応はしていただいている現状がございます。スクールカウンセラーの増員については、県費のスクールカウンセラーとの関連あり、簡単に増員することが難しい面もございます。今後については、利用状況等を考慮し、協議してまいりたいと考えております。

○金子委員

スクールカウンセラーの活用で私が一番大変だなあと思ったのは、小学校の養護教諭の方から聞いたのは、子どもはとてもカウンセラーを使うのが難しい、特に二瀬中校区の場合はそれができているんだというふうに言ってありました。なぜかという子どもというのは自分の気持ちを伝えるのに時間がかかるし、その人間関係を構築するのに時間がかかってしまうし、何より自分の言いたいことを、やっぱり信頼していくというところにも時間がかかる。大人のように、きょうはどんなことで困っていますかと言ったら、こんなことでときちんと説明するというのは、小学生にはやっぱり難しいことだと思います。それには、合理的に考えるのではなくて、やっぱり時間をとって、スクールカウンセラー自身が同じ学校に1日いるとか、時間に追われないで、ゆっくり対応できるようなシステムが一番大切なのだと思っております。大変、スクールカウンセラーは、簡単にふやしてほしいと言いましたが、経費的な思いも大変だと思いますが、ぜひ子どもたち、また保護者のためにも時間を使って考えていただくよう、また県と連絡をとっていただくようよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「児童虐待の状況及び対応について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

飯塚市の子どもをみんなで守る条例第28条の規定に基づき、平成30年度に本市における児童虐待の発生状況等を報告するものです。

資料1ページをお願いします。上段に家庭児童相談受け付け件数は本市の家庭児童相談室が平成30年度に受け付けを行った相談受け付け件数を、下段に参考として、田川児童相談所の相談受け付け件数を記載しております。上段の本市の相談受け付け件数といたしましては、実件数、これは世帯数で合計で182件、延べ件数として2254件。そのうち児童虐待相談は身体的虐待が実件数22件、延べ件数403件、心理的虐待が実件数8件、延べ件数386件、保護者の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトが実件数20件、延べ件数360件、合計で実件数50件、延べ件数1149件となっております。

2ページをお願いします。上段に相談受け付け件数182件の年齢別内訳、中段に相談経路別内訳、下段に処理区分内訳としております。上段の年齢別内訳はゼロ歳から3歳児までが65件と多く就学前の児童としては4歳から6歳までの児童17件と合わせて82件、これは全体の45.05%となっております。中断の相談経路別件数では保健センターが85件、次に学校が35件と多くなっております。下段の処理区分としては、助言指導し一旦解決した件数が108件、継続して指導を行っている件数が73件、児童相談所に送致した件数が1件となっております。

3ページをお願いします。資料1ページに記載している児童虐待相談件数50件の内訳になります。上段に実件数、世帯数で、下段に実人数、これは子どもの人数になります。身体的虐待が22世帯、32人、心理的虐待が8世帯、16人、ネグレクトが20世帯、44人、計50世帯、92人となっております。資料には記載しておりませんが、年齢別の人数では、身体的虐待32人の内訳として、ゼロ歳から3歳児が2人、4歳から6歳が10人、7歳から12歳が18人、13歳以上が2人。心理的虐待の16人の内訳として、ゼロ歳から3歳が7人、4歳から6歳が3人、7歳から12歳が4人、13歳以上が2人となっています。ネグレクトの44人の内訳として、ゼロ歳から3歳が7人、4歳から6歳が8人、7歳から12歳が16人、13歳以上が13人となっております。相談経路別内訳では、学校からの相談が多く14件で27人、次に保育所からが6件で13人となっております。年齢別では、ゼロ歳から3歳と4歳から6歳の就学前が17件で37人、小学生が22件で38人、中学生以上が11件で17人となっております。主たる虐待者では実母が34件で58人と6割を占めている状況です。相談後ケース内訳は他の関係機関、これは主に田川児童相談所が対応しているケースが1件で1人、問題が解決したケースが10件で17人、継続して支援しているケースが39件で74人となっております。児童が虐待相談件数における世帯の内訳になります。ひとり親世帯が29世帯と全体の58%を占めております。児童相談所との連携として田川児童相談所に送致した件数が1件、援助を依頼した件数が49件です。他市町村との連携としましては、他市からの移管が10件、他市への移管が6件となっております。

続きまして、子どもの虐待防止リーフレットをお願いします。今年度、リーフレットを作成いたしましたので紹介いたします。子育て支援課と教育委員会と協力し、また要保護児童連絡協議会の委員の意見を聞きながら作成したものであります。「子どもの虐待がない社会を目指

して」とし、本市の虐待の現状や連絡先や相談先、また、次のページには虐待例や4月から施行された「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」のポイントを掲載しております。このリーフレットは3万部作成し、市内の小中学校、保育所、こども園や幼稚園、また要保護児童連絡協議会の各委員や協議会を通して飯塚医師会、民生委員などに配布しております。また先日、子ども・子育て会議でも委員に配布しております。以上で、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

虐待状況を教えていただき、ありがとうございます。飯塚市の中にこれだけの子どもたちが大変苦しい思いをしていると思うと、私も大変苦しくなってきました、どうにかして助けていけないといけないというふうにつくづく感じました。それでこちらのリーフレットと言われましたが、私の中ではリーフレットというのは、何枚かあるのがリーフレットで、私からすると、これはただのチラシのように思うんですけれども、これはどなたに向けたものなのか教えてください。

○子育て支援課長

これは、今年度初めて、広く市民に周知するため作成しております。

○金子委員

虐待を含めて、この暴力というのは被害を受ける人と加害者というのがあって、そこで起こるものですよ。受ける側とやる側、加害者と被害者ですよ。そして、それに先ほど言われた全体に向けてというのは、この被害者でもあり、加害者でありまたそれを見ている、またあるいは助ける人たち全てだと思えますよ。そしたら、その全体に向けてということになると、例えばこれは、もう一番つらい思いをしている子どもたちには、私は届きにくいと思えますよ。これを見て、例えば虐待を受けている子どもが自分はどうしたらいいのかなって思ったときに、とても力にはなりにくいんではないかなと思えますよ。また、加害をしてしまう親たちというのが先ほど主たる虐待の内訳というところで、実母が一番多いという数が出ていましたよね。そのときに、加害をしてしまう、暴力をやってしまう人たちが、これを見たときに、私も自分が母親なので、私も手を上げたことだってあります。これを見たときにものすごく、こう攻められている気がするんですよ。いけないだろう、犯人扱いをされている感じがするんですよ。それだけ実母が多いということは、どういう背景があるかというものを考えていただけたらと思います。大変苦しい思いをしながら、例えばひとり親の人とか、苦しい思いをされていると思うんです。そのときにどういうふうに助けてあげられるのかというものを、救い上げられるようなリーフレットというか、そういうものが必要だと思うし、ただ漠然と1枚だけやって、これが虐待ですというだけでなく、子どもに届くもの、また親に届くものというのが必要だと思いますが、それはどういうふうに考えられますか。

○子育て支援課長

今年度、先ほど申しましたが、初めて作成いたしましたので、今後そういう意見を聞きながら、必要に応じて改正等していきたいというふうには考えております。

○金子委員

前回の委員会でも少し話をしたと思いますが、DVと子どもの児童虐待というのは、大変関連していると私は考えております。DVのときには、例えば女子のトイレとかに小さいカードとかを入れておいて、それでDVがすぐにでも連絡がつくようにというようなことがあります。子どもたちも小さなカードを配っているところは、例えば飯塚市だけのものではなくてもいいと思えますよ。『もしもしキモチ』とか、いろんな相談する窓口とか、サイトが今ありますので、それを調べて子どもたちが利用しやすいものをつくっていただきたいと思っております。また保健センターが大変相談件数が高い、また幼稚園等も高いというところでの連携を考

えていかなくちやいけないと思うんですね。そのような連携はどのようにとっていくか教えてください。

○子育て支援課長

各保育所、また保健センターだけでなく、学校とかいうのもありますので、そういったのは、子育て支援課の家庭児童相談室、職員が対応しておりますので、そういったところで連携して対応していきたいというふうには考えております。

○金子委員

この連携、大変重要だと思うし、研修も必要だと思っております。飯塚市には先ほど、一般質問の中でも言いましたけど、たくさんの方の非正規と言われる人たちが働かれています。そこにやはり研修が届きにくい。正規の方は、私もこの前参加させていただきましたが、職員研修等がありますが、どうしてもその非正規と言われる方たちは研修を受けにくい状況にあります。保育所の方たちもそうですし、先ほどの日中一時支援といいました障がいのある人たち、あるいは障がいのある子どもたちにかかわっている職員の方というのは、非正規だったり委託だったりします。その人たちにどういうふうに研修を届けるか、その考えはあるか教えてください。

○子育て支援課長

今質問委員が保育所とか、そういう施設に対してだと言われましたけれども、保育所に関しては、市主催の研修会等には参加していただいております。

○金子委員

研修は、ただ聞いただけでは届きにくいと思うんです。子どもたちというのは、保育所とか学校の先生たちというのは毎日、子どもたちと接してまして、子どもたちは、先生たちやその大人の一言一言にかなり敏感になるように私は思います。自分自身が学校の経験もあるし、CAPのファシリテーターもやっていたこともあるんですけども、子どもたちは大変敏感で、忙しい大人には話そうとしません。ですから私は先ほどカウンセラーにはできるだけ時間を割いてほしいと言ったんですけど、忙しい大人には、気を使って話さないんですね。また、子どもたちは、一つ一つの言葉にかなり敏感です。1回の研修を受けただけで変わるとは私はとても思えません。例えば、本当に丁寧なワークショップ形式のような研修をぜひ考えていただけたらなと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

3ページで飯塚市の虐待の内訳というのをいただいております。その中で一つ、前回の所管事務調査の時にちょっとお話ししたんですけども、特定妊婦に関しての出産後の虐待というのが47.2%というような数字も出ているんですね。今回ひとり親世帯等、個別に出されているところもあるんですけども、この特定妊婦に関する部分というところも非常に大切ではないかというふうに感じておりますが、そのあたりのデータというものは出るんでしょうか。もし出るのであれば、今後の参考資料として、載せていただければと思うんですがどうでしょうか。

○子育て支援課長

特定妊婦、こちらにつきましては、ひとり親世帯が29世帯、これを掲載しておるんですけども、そのうち3世帯が特定妊婦に当たります。相談後の対応といたしまして、問題が解決した世帯が1世帯、継続して現在支援を行っている世帯が2世帯ございます。

○兼本委員

今回資料を出していただいて、今の飯塚市の現状というのが数字で出ているんですね、先ほど金子委員の答弁等を聞かせていただいて、対応は確かに田川児相、福祉センターであったり

とか、私はそれはもう、そのとおりだと思います。けども今、この中で出ているその継続であったりとか、先ほど例えば虐待者別の内訳だったらどが多いんだとか、年齢別だったらどが多いんだとか、そういった部分の対策、施策をつくっていくのかというのは、行政の仕事じゃないかと思うんですね。そうすると、この中身を見て、例えば要保護連絡協議会のほうに話を持っていきますよと言ったときも、こういう状況で、こういうところに、こういう問題があるんじゃないかと言ったような話し合い、飯塚市としては、そういったものをされてあるのか、もしくはこれを見て今後どのような対応していかなくちゃいけないというようなことが、今ある程度考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

個別に対応しておりますけれども、個別対応でケース会議と部会においては、こういった形で今後、対応していくかということ部会、実務者会議のほうで検討を行っております。

○兼本委員

だからそれは対応でしょう。私が言っているのは条例なんです。施策を考えなくちゃいけない、まずその前に予防、こういうことが起こらないというようなものをつくっていくのが、お仕事じゃないかなと思うわけなんです。そこについて今現状どのように進んでいるかをちょっとお尋ねしたいんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。このデータは毎年、協議会のほうには提出しております。この中で今後につきましては、どういうふうにしていくのかということを含めまして、協議していきたいというふうには考えております。

○兼本委員

という協議していくという、ある程度は、市が主となって、飯塚市の現状、こういう現状なんだよといったものを主として話し合っていくというふうに理解してよろしいですか。

○子育て支援課長

今回、条例にもあります指針等もありますので、それを含めたところで検討していくというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

先ほど要保護児童連絡協議会は、この条例のことを話さなくちゃいけないし、また実際のこの虐待のことを話さなくちゃいけないということになりますよね。ただ、実際に回数が今のところを、私が聞く限りでは条例については、3回ということだったんですけど、条例のことも話すは、実際のことも話すということで、時間が足りているのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○子育て支援課長

事前に資料を渡すなどして対応していきたいというふうに考えております。

○金子委員

メンバーを見せていただきましたが、例えばその幼稚園や保育協会から1名、中学校から1名、小学校から1名とか、あと国や地方公共団体機関ということで、大きな団体はそれぞれの長という感じですよ。そうすると、どれだけのことが、結局そこからどうやって末端まで、

それぞれのかかわる保育所、保育協会だったら、その保育協会の1人の担当の方が、保育園、子ども園、それから幼稚園に伝えなくちゃいけないということになりますよね。それが、私からすると大変厳しいのではないかなと思います。もう少し具体的に、それぞれの子どもたちや保護者に対して、具体的に入っていくような相談体制が必要じゃないかと思いますけど、そのように考えることはできないでしょうか。

○子育て支援課長

確かに言われるように、保育所関係から保育協会の代表として1名入っていただいております。保育協会の代表ということで各園からというふうな形ではちょっと難しいとは思っていますので、そういった形で各施設、各協会、各機関の代表者ということで、そこから内部で協議していただくというふうには考えております。

○金子委員

先ほど同僚議員から出ましたが、対応に追われるのではなく、どう発生を防ぐかと、予防するかどうかと思うんですよね。それぞれの個々の対応に、私はこれに追われている感じがして、虐待の発生件数なので発生した後のことが書かれてあって、発生する前に何をしたかというのが、やっぱりこれ見ただけでわからないんですよね。やっぱり虐待をしてしまうと、どんどんエスカレートします。まずは言葉で暴力をやっていたところが、今度は手で殴る、足で蹴る。もっともっとひどいことになっていく、芯まで追い詰めていくというような状況になっていきます。そこをまずどれだけ予防できるかというところを、それぞれの段階で考えていかないと私は、虐待はなくなる。根絶できないと思います。始まったらもう本当にひどい場合は毎週のように虐待の報道がありますよね。本当に毎日1人は虐待で亡くなっていくということも私は聞いておりますが、本当に本気でかからないと飯塚市の子どもたちを守ることはできないと私は考えます。3回の会議でその担当の人たちに任せますというのは、余りにも私は、心もとないというか、どれだけ子どもたちがつらい思いをしているかなと思います。私も何人もの虐待を受けた子どもたちと話したことがあります。実際に自分の娘の友達もいっぱいこうリストカットしたり、学校に行けなくなったり、私にも相談を受けたこと、大変たくさんあります。なのでやっぱり予防が一番大切なんだと思いますが、ここに載っていない、この対応するのではなく、予防についてお聞きしますが、どのような予防を考えているのか教えてください。

○子育て支援課長

今、市が行っております出産後3カ月に受ける赤ちゃんすくすく、それとか母子手帳交付時に、そういったときに、子育て支援に関する支援のガイドブック、また今回のようなリーフレットを配布して、周知していきたいというふうには考えております。

○金子委員

先日、アンケートをとったと思うんですが、子育てに関する、それぞれの自由に書いてよい部分を聞かせていただきましたが、その中で赤ちゃんすくすくに関して、赤ちゃんを見ずにそのまま帰ったというケースもあって、とても心もとなかったということも書いてありました。まずは生まれた後、そして生まれる前から、先ほど、特定妊婦のこともありましたけども、どのように子育てにかかわっていくかというところから、やっぱり一番始まると思うんですよね。それぞれの生まれる前の過程の中、そして生まれた直後、そしてまた1歳から2歳まで子どもたちがだんだん大きくなる。そこに合わせて、そしてまた幼稚園、保育園、そして小学校、中学校、それぞれにかかわる大人、また保護者に対してどのようにアプローチしていくかを、やっぱり具体的に一つずつ考えて、関係機関という大まかにじゃなくて、どの年齢の子どもたちに、またどの年齢の保護者に対して、子どものいる保護者に対してどんな連携ができるかというのを、本気で考えていかないと、みんなで守る条例にはほど遠いなと私はと思いますが、私の話を聞いてどういうふうに思われるか教えてください。市長、答弁をお願いします。

○市長

まず、例えば虐待は、予防が大事だと、もうそのとおりだと思うんですね。しかしながら、虐待で命を奪われる子どもがいる。そして、その後もずっと、それを心や体に抱えていつてしまふ子どもがいるということ考えたら、これは、虐待はあってはならない、悪いことだということでは大人が皆が認識することが大事だと思います。ですから、そういった意味で、飯塚市の子どもをみんなで守るために、大人がみんなその認識を持ちましょうというリーフレットがこれでございます。その後、虐待が起きる背景、親が孤立しているんだよとか、経済的な理由だとか、いろんな要素があるので、また心の悩みもあるでしょう。そういうところへの支援も、やっていかないと効果を発揮しないだよと言うとご指摘もわかるんですが、まず骨格は、悪いという認識を持ってアンテナを高く張って、こういうことがないようにしよう、もしくは小さなきに早く周りが気づいてストップをかけるよう、そして、子どもを救おうということだと思ふんです。そして、付随するのがおっしゃっているようなことだということなですね。順序制度とか柱立てをきちんとやりたいと思います。それから、子育てについて、こういうことをすることが必要だという熱い金子委員さんの思いもわかります。ただ、私は逆に発信したいのは、子育ては基本的にはまず、親の責任ですよ。でも、親だけに子育てを押しつけ、そしていなくなるのではなく、行政、そして地域、関係の皆さんが、それを支えていきましょと、これが正しい解釈のあり方だと思いますので、全くこういうことも必要だ、こういうこともぜひとおっしゃっていることに、疑義はありませんが、私は市民に対して、やはり大人としての責任、親としての責任をきちんと私たち自覚しましょと、そのために、そしてまたその上で、私たちも一緒にやってきますよというような、地域づくり、そして市政を進めていきたいと思っております。思ったことを言ってくださいと言われましたので、私も言いました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。